

第10章 運営・体制

第1節 運営・体制の方向性

史跡の保存、活用、整備については、今後とも史跡の管理団体である町が主体となり、各種事業計画の実施にあたっては、有識者による委員会の助言指導を得るとともに、県教育委員会、文化庁などとの連絡調整を行いながら進める。また、土地所有者とも連絡調整を図りながら合意形成を進めていく。さらには、町の内部では、関係部局との連携体制を維持しながら、文化財担当部局においては、専門職員を配置し、体制維持に努める。この他、ボランティアなどの町民団体の活動の支援や、共にイベントを実施するなどの協働を進める。

第2節 運営・体制の整備の方法

1 各種団体等との連携

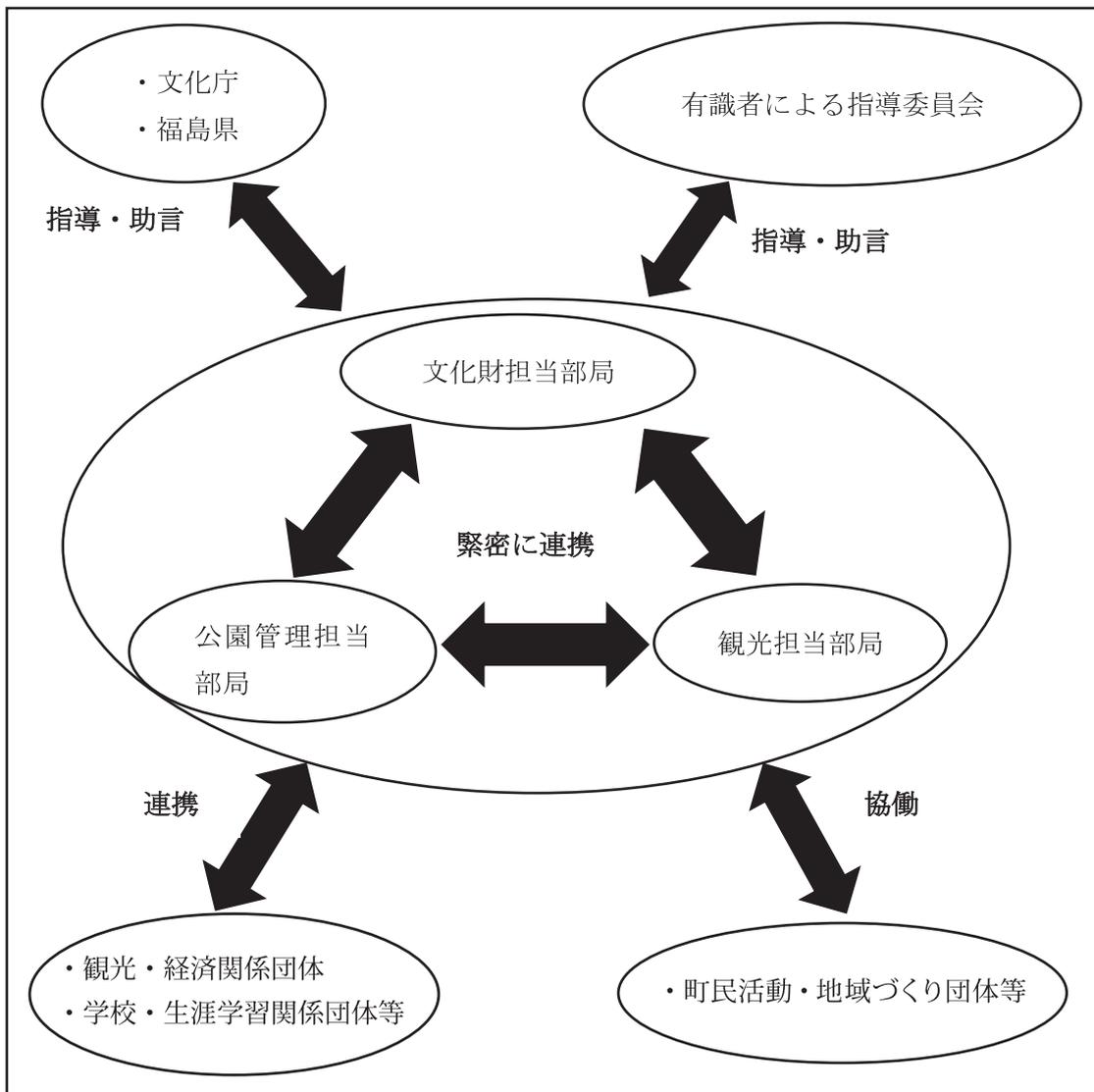
ボランティアなどの町民活動団体及び観光関係諸団体などとの連携を図り、棚倉城跡に関する情報発信やイベントの実施など、様々な活動を協働して行う。

2 関係機関との協働連携

史跡の保存・活用と、次世代への継承に向けて、文化庁、県教育委員会との相互連携を強化し、協力体制を整備する。

3 庁内体制の整備

通常の維持管理については、都市公園として使用されている範囲は町整備課の管理となっているため、庁内での連絡調整を十分に行いながら、一体的な維持管理を行うよう努める。また、活用事業にあたっては、関係部局間での連携を図りながら進め、整備事業については、今後策定を進める整備基本計画に基づき計画的に進める。



第 20 図 運営・体制のイメージ